



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤俊昭
(コード番号 1898 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部長 打越 誠
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 3 4 5

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 65 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

[変更案 1]

当社は、平成 26 年 3 月 31 日付をもちまして、発行済でありました A 種優先株式の全株式を消却いたしましたので、A 種優先株式および種類株主総会の関連規定をすべて削除するとともに、発行可能株式総数を 600 万株減ずることといたしたく、現行定款第 2 章の 2、第 12 条の 2 および第 18 条の 2 を削除するほか、現行定款第 6 条および第 8 条について所要の変更を行うものであります。

[変更案 2]

- (1) 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、同行動計画の趣旨を尊重し、今般、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するため、[変更案 1] に基づく変更後の定款第 8 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 本日公表の「単元株式数の変更および株式併合ならびに発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」のとおり株式併合が実施されますと、発行済株式総数が大幅に減少することから、今後の資金調達における機動性を損なわない範囲で発行可能株式総数を適正な水準に減じるため、[変更案 1] に基づく変更後の定款第 6 条について所要の変更を行うものであります。
- (3) [変更案 2] の変更につきましては、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 65 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを効力発生条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更を付議する株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更 [変更案 1] の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日 (予定)
定款追加変更 [変更案 2] の効力発生日	平成 26 年 10 月 1 日 (予定)

以 上

(別紙. 定款変更案の内容)

[変更案1]【平成26年6月27日付】変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案 1
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4億8,760万株とし、このうち4億8,160万株は普通株式、600万株はA種優先株式とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4億8,160万株</u> とする。
第8条 当社の単元株式数は <u>全ての種類の株式につき1,000株とする。</u>	第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。
<u>第2章の2 優先株式</u>	< 削 除 >
第12条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。	< 削 除 >
1. 当社の残余財産を分配するときは、 <u>A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を支払う。</u>	< 削 除 >
(2) <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u>	< 削 除 >
2. <u>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>	< 削 除 >
3. 当社は、法令で定める分配可能額（以下「分配可能額」という）の範囲で、平成20年10月1日以降、いつでも、法令の手に従いA種優先株式を買い受けることができる。	< 削 除 >
(2) <u>当社は、取締役会の決議により取得日として定めた日の到来により、分配可能額の範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、A種優先株式の一部を取得する場合、取得する株式の決定は、取締役会の決議による。</u>	< 削 除 >
(3) <u>買受価額または前号の取得の対価は、A種優先株式1株につきその払込金額に100分の105を乗じた金額とする。</u>	< 削 除 >
4. <u>A種優先株主は、平成18年7月1日以降平成28年7月31日までの間において、毎年7月1日から7月31日までの間（以下「償還可能期間」という）、各償還可能期間開始時点の最終事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」（以下『「分配可能額』』という）から2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部の償還（次号に定める償還価額の交付と引換に当該株式を取得することをいう）を請求することができる。ただし、「分配可能額」は最終事業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を「分配可能額」から控除した金額とする。</u>	< 削 除 >
(2) <u>償還価額は、A種優先株式1株につき525円とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>5. <u>A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、その有するA種優先株式の普通株式への転換（A種優先株式を取得し、その対価として当該決議で定める転換により発行すべき数の普通株式を交付することをいう。以下、本条において同じ）を請求することができる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、その端数に相当する金銭の交付は行わない。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>6. <u>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下、「強制転換基準日」という）をもって取得し、その対価としてA種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。以下、「強制転換価額」という）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。この場合、強制転換価額が（ア）A種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るとき、または（イ）当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を（ア）の場合当該上限転換価額で、（イ）の場合当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>7. <u>当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>(2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、A種優先株主にはA種優先株式の募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一の割合で与える。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>第18条の2第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>② 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>③ 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

[変更案2]【平成26年10月1日付】追加変更案

前記[変更案1]に基づく変更後の定款第6条および第8条につきまして、平成26年6月27日開催予定の第65回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件として、当該株式併合の効力発生日をもって、以下のとおり変更いたします。

(下線部分は変更箇所)

変 更 案 1	変 更 案 2
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4億8,160万株</u> とする。 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億5,000万株</u> とする。 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

以 上